

東山くも
のはし寺
賞ニ月夜ヲ

花ヲ見ル

紅葉ヲ見ル

故人ノ西
京ノ宅ヲ
訪フ

故人ノ舊
宅ノ櫻ヲ
見ル

海松院ニ
納涼ス

白河ニ納
涼

北山ヲ越
ス

大堰河ニ
納涼ス

戸無瀬ニ
紅葉ヲ見ル

梅津ニ赴ク

補遺第二編之一

一四

〔惠慶集〕

書〇宮内省藏

くものはしてらといふところ、ひんかし山にありけるにまかりて、つきあかさよ、

〔惠慶法師集〕

書〇宮内省藏

久方のてにとるはかりなりにけりくものゐるてふてらにやとりて東山に花見にありくとて、山櫻、

〔拾遺和歌集〕

秋三

東山に紅葉見にまかりて、又の日つとめてまかりかへるとて、よみ侍ける、

惠慶法師

〔惠慶法師集〕

書〇宮内省藏

昨日よりけふはまされるもみちはのあすのいろをはみてややみなんなく成たる人の、西の京にすみし家にゆきてみれば、まかきの菊のあはれなるを、

植おきしあるしはなくて菊の花をのれひとりそ露けかりける、

〔惠慶集〕

書〇宮内省藏

あさはらはぬしなきやとのさくらはなこころやすくやかせにちるらん、

るさくらの、おもしろくさきたる、

〔惠慶法師集〕

書〇宮内省藏

六日、海松院にすゝみにまかりたる、大井河さしにかけさすうみ松の風にや瀬々の波も立らん

〔惠慶集〕

書〇宮内省藏

六月に、白川にすゝみにいて、松かけにゐて、河風のすゝしきやとのありけるをあつかふよにもめぐりける哉

〔古歌集〕

書〇宮内省藏

惠慶法師集 一本 からにしきの歌の次に、以下の歌有、かへさに、北山よりこゆるに、紅葉いとおほくちりたるに、

〔惠慶集〕

書〇宮内省藏

六月、人々大井のうへまつ井にすゝみにまかりて、

おほ井かはさしにかすさすうへまつのかせにやせゝのなみもたつらん

となせといふ所にもみちみにまかりて、

おほ井河かはせのもみちちらぬまにとなせのさしになかるしぬへし

むめつに、ろかひふねのかゝりをみて、

むめつかはともするふねのかゝり火にそのもくつもかくれさりけり

補遺第二編之一

一五

市原野ニ
子日遊ス

神南森ヲ
過ク

近江ニ赴
ク逢坂山ヲ
越ユ

鏡山ヲ過
グ

比良ニ到
ル

補遺第二編之一

一六

〔惠慶法師集〕

書〇宮内省圖

人ともろともに、いちはらの、子日、〇惠慶集、

まにもに、れひに、作ル、

二葉なる野への小松にことよせて木高くならん影をこそまて

〔惠慶集〕

書〇宮内省圖

神なひのもりのまへわたるに、

かみなひのもりのありすの郭公ひとこゑきかてゆきやすきなん

正月二日、あふみへまかるに、あふさかこえ侍に、うくひすのなくをき
侍て、

ふるさとへゆく人あらはことつてんけふうくひすのはつねきつと首略ス、

正月はかりに、あふみへまかる道に、かゝみ山のほとりにて、あめにあ
ひ侍りて、

かゝみ山こふるけふしもはるさめのかきくもりやはふるへかりける

あふみにひらといふところに、十月はかりにくたりて、題ともいたし
て、山水に紅葉なかる、

からにしきあはなるいによりければ山みつにこそみたるへらなれ首略ス、

〔夫木和歌抄〕

水鳥

冬部

家集

惠慶法師

みる人は沖つあら波うとけれとわさとなれゐるをしたかへかな

このうたは、あふみにひらといふ所に人人まかりて、題共出して歌よ
みけるに、水とりのなみにあそひけるを題にてよみけると云々、

〔拾遺和歌集〕

雑秋

はらへしに、秋からさきにまかり侍て、舟のまかりけ
るを見侍て、

惠慶法師

おく山にたてらましかはなきさこく舟木もいまはもみちしてまし

〔惠慶集〕

書〇宮内省圖

やまとへくたるみちに、ゐてといふところによま
ふきのはなのいとおもしろきに、

やまふきのはなのさかりにゐてにきてこのさと人となりぬへき哉和歌集
四句ヲ、このさと
ひとにニ作ル、

〔惠慶集〕

書〇宮内省圖

正月ついたちのほとに、人々もろともにはせへま
うつる道に、かすかのをみやりて、

かすみわけわかなつみにやとまらましかすかの野へにちかつきにけり首略ス、

十月はかりに、はせにまうて、かへるみちに、さほやまのふもとにや

補遺第二編之一

一七

唐崎ニ祓
ス

大和ニ赴
ク井手ニ遊
ブ

長谷寺ニ
詣ツ春日野ヲ
眺ム

佐保山ニ
到ル

住吉ニ詣

伊豆古々
比森ヲ過

大嶋ノ鳴
門ヲ過グ

響ノ灘ヲ
過グ

とりて、夜なれはもみちのみえぬころ、
さほ山のかせのこゝろもしらすしてもみちをみてやこよひあかさむ
すみよしにまうて、すみよしの松といふことをはてに人々よむに、
われとは、神よのこともかたらなむむかしをしれるすみよしの松和歌集拾遺
三句、こたへ
なんニ作ル、

〔萬代和歌集〕

十四

こゝひの森にて、

惠慶法師

〔惠慶集〕

宮内省圖
書寮所藏

おほしまのなるといふところにしほみちて、と
まりてしほのひるまつとて、

みやこにといそくかひなくおほしまのなたのかけちはしほみちにけり
はりまよりのほりたるに、ひゝきのなたに、いとみしきめみたりと
きして、ある人、
よそ人もかゝるひゝきのなたゆへにきくにたもとのたゝならぬかな
かへし
かなしさはひゝきのなたにみちにけりみやこの人もさゝおくるまで

歌什

家集

〔勅撰作者部類〕

僧之

惠慶法師、播磨

拾遺集

春、三、夏、一、秋、六、冬、一、物名、一、雜
下、三、神、一、雜春、一、雜秋、一、雜戀

後拾遺集

夏、一、秋上、三、秋下、一、別、一、旅、一、戀
一、夏、一、秋下、一、雜中、三、新勅撰集旅、一、神、一、續後撰集秋下、一、新古今集別、一、雜上、一、玉

葉集

秋上、一、續千載集旅、一、秋下、一、續後拾遺集春上、一、新千載集春上、一、雜下、一、新拾

遺集

雜中、一、新續古今集冬、一、旅、一

〔萬代和歌集作者部類〕

惠慶

法師

春上、五

夏、三

秋上、一

秋下、三

冬、

雜一、六

雜三、三

雜四、二

雜五、二

〔惠慶集〕

○上 前田家本

此集若有上下弓歟、先年所持之集有他歌、此草子不見猶可尋之、

惠慶

此集家本依引失隨借出、令書寫之處、名歌等不見、成奇、又借求之處、已以半分也、仍可書加端也、

〔古歌集〕

○宮内省圖
書寮所藏

惠慶法師集

一本

からにしきの次に、以下の歌

有、

或人以定家卿自筆本書寫、予又以其本寫之、魚魯章草之誤可有之、重而得

補遺第二編之一

證本可有校合而已、

明曆二丙申五月廿四日

微碧

〔夫木和歌抄〕

若菜 春部

家集題不知

惠慶法師

春日野のわかかなもしるく春きてはかすみわたれるかた岡のはら外三首

略

〔夫木和歌抄〕

初春 春部

百首歌中

惠慶法師

昨日までさえし山水ぬるければうくひすの音そしたまたれぬ外八首

〔惠慶集〕

宮内省藏 圖

あるところの御ひやうふの和歌やまさとなる家

々むめのはなみる女とも侍りて、おとこかいまみし侍、

わかやとのむめはときはにほはなんひとめこひしとおもはさるへく外十首

またあるところの御屏風の歌、甲の帖、はるののたかゝりする人は

なをみてゆく、

かりにゆくわれはしたかはすゑなからはなにころをそらしつる哉外五首

乙帖 はつあき

あきといへはちきりをきてやむすふらんあさちかはらのけさのしら露外五首

某所御屏風和歌

百首

或所の御屏風の歌、かすか野にわかたつむ女あり、

かすか野ののもりもいかゝおもふらむおいゝわかたつみにきたるを外十首

〔夫木和歌抄〕

花 春部

家集、或所の御屏風みかきのはらに霞花あり、

惠慶法師

思ふ人こませまほしきところかなみかきのはらの花のさかりは

〔惠慶集〕

宮内省藏 圖

うちの三尺御屏風の歌、

甲帖 ねの日するところ、

ふたはよりあひおいしてもみてしかなけふちきりける野邊のこまつを

さなへとりをのかつくらぬあきのたをかりにきぬとやたぬしとかめん

〔拾遺和歌集〕

秋 三

左兵衛督藤原懷平家屏風に、

惠慶法師

いたつらにすくる月日をたなはたのあふ夜の數とおもはましかは

〔惠慶集〕

宮内省藏 圖

十二月、ある所に歌合せさせたまふ松の雪、

むらたつのやとれるえたとみるまてにまつのしつえをうつむ白雪外三首

某所歌合

藤原懷平家屏風和歌

内裏三尺御屏風和歌

九月五日、あるところに歌合するうた、つるすにたてり、
かけみえてみきはにたてし、たつはみなうへしたちよを思ふなるへし○外八、略ス、

〔夫木和歌抄〕

島二十三 雜五 公任卿家歌合

惠慶法師

海士の住まかきの島のいさり火に色見えまかふとこなつのはな

〔惠慶集〕

○宮内省圖書寮所藏

九月五日、あるところのもみちあはせするに、人々

よみ侍へり、その題に、

たひのかり、よるのあらし、あれたるやと、くさむらのむし、ふかきあき、
くさまくらいくよのかすをむすふらんもみちをとをみかよふかりかね○外四、略ス、

障子のゑに、すまのうらのかたかき、神の社にふねよりゆく人の、浪の

かゝりくれは、たよせか歟にふしをかみて、みてくらたてまつるを、

たよせか歟とはおもはさらなんわたつみのなみのこゝろをかみもしるらん○外五、略ス、

くれのはる、はるかに山のさくらをみる、かねてはあれたるやと、むか

しのあるしこふる心はへの歌、よみ人は兼盛元輔兼盛能宣能宣のふまさ兼澄兼澄

也、

某所紅葉
合和歌

藤原公任
家歌合

障子繪和
歌

歌序

けふはつかひとひ、くれのはるになりけり、のこりのはるにもいくはく
ならず、そらのかすみもたちかへりぬへし、あをやきのいとまのひまにし
らまゆみ、はるの山へにゆきちりぬへきはなの色をもをしみ、かへりぬへ
きとりのこゑをもしのはんとかたらひて、たまほこのみちのまに、あ
しひきのやまのほとりをたつねゆくほとに、あかねさす日のくれぬれば、
あさちかはら、あれたるやと、まりて、つれ／＼とこのありさまをみ
れば、さしの松かたふきて、ふるさかせつたふるもあはれなり、にはのこけ
ふりて、むかしのあとみえぬもかなし、ひんかしをみれば、山のさくら、かす
みのまよりにほひたり、みなみをのそめは、松木ひろふ山かつのゆきかふ
もいそかし、かゝるにつけて、物のあはれいと、しきくれになんありける、
今日の人々かきのもと、のまうちきみにもおとらす、はなのまへのまうと
ゝするにたへたるかきりなり、これかなかに、松のもとに、こけのころもに
やつれたる山ふしあり、はなの山のちりにもつかす、うちやまのかせにも
あふかぬ身なれとも、しら雲のかゝるには、にめしあけられたれば、そらを
あゆむ心ちして、物もおもほえすなんありける、

はるかに山のさくらをみる、

とをめにはなをそあかれぬ山さくらいさやとかりてゆきておしまむ

ぬしなきあれたるやと、

うへをさしまつもいはねもかはらぬにむかしの人はいつちなるらん

あるしほうし、さくら、以二首題
詠一首歟

あれにけるやとにははるもしられねはやまのさくらをよそにこそみれ

駿河前守兼盛

みちとをみゆきてはみねはやまさくらこゝろをやりてけふはかへりぬ

いしまよりいつるいつみそむせふなるむかしをしのふこそゑにやあるらん

周防守元輔

春かすみたちなからこそうすくこくにしきにみゆるやまのさくらを

ぬしなきやと

いにしへをおもひやりつゝこひわたるあれゆくやとのこけのいはし

のふまさ

ふくかせのよきたるまにも山さくらさきみこそさりせはみてやしまし

兼澄

ふるさとにゆかんことこそものうけれやまのさくらにこゝろうつりて

やとなりしむかしの人はなけれどもすみつくみつのたえぬをそみる

〔惠慶集〕

宮内省藏

いなり、人々うたよみてたてまつるときして下

のみやしるにたてまつる、

いなりやまみつのたまかきうちたきわかねきことに神もこたへよ後拾遺和歌

集同

なかのみやしる

宮はしらみすきのなかにますかみよわかふとたてしたのむかひあれ群書類

四句、わかこと
たてい作ル、

かみのやしる

おもふことならさらめやち正脱カはやふるかみのみまへのみくまきさなり

〔惠慶集〕

宮内省藏

十一月廿七日、かのえさるの夜、ひんかし山しやう

としといふ寺にて、あるやんことなき人々あつめてよませ給、その題

はさくりつゝそよみける、

稻荷社ニ
獻ズル歌

東山浄土
寺庚申ノ
夜和歌ヲ
詠ム

おつるもみち、ふかきやまののこりのきく、山のもみち、よるのしくれ、
にはのこけ、みねのあらし、はつゆき、たきのこゑ、たひの夢、かりのこゑ、
はかり、その心あるへしとあれは、序にいはいはく、

さりのたつうりふ山のふもと、月の光のきよき宮こてらに、くれぬへき神
な月はつかぬぬかの夜、山のかひになくかのえさる、もてあそひたまはん
とて、あしひきの山のこのはちるさかり、むはたまのよるのしくれあはれ
なるほど、このもかのにもみゆるいろくさく、時につけてあはれな
る物になんありける、そのたいにいはいはく、くれぬの色々人の心をそめみ
たり、のこれるきくさまく、あれたるまかきになまめかし、みねのあらし
にたひのゆめさめて、あかつきのつゆにをきゐられ、かりのあきをすこし
て、ものさひしきこゑ、つるのよふかくして、ともをこふるしか、ふかき山へ
くものしろたへにみゆるにはのこけ、ふかみとりなるはつゆきの色めつ
らしき、ふるさいはほの神さひたる心はへとも也、あはれわれら、わたつう
みのふかき心もしらて、山かはのあさましくいひあつめたることしもを、
よの中になかさむこそ、はつかしのもりのはつかしけれ、

さくりてはゆきをえたり、
めつらしき物なりなからはつゆきはとひこむ人のみちやなからん
たきのこゑ

よとしもにたきのしらいとみたるればゆめをたにこそわれはむすはね

〔惠慶集〕

○宮内省圖書寮所藏

秋風においをなけく、

あきかせのふくにつけてもかそへつゝよにへんほとはみしかゝりけり

としのおはりに、こよみのちくの本にまきよせたるをみて、その心人
々よむに、

まきよするこよみのこゝろはつかしくのこりのひらヒ、歟に身はおいにけり

○惠慶、土佐日記繪ノ和歌ヲ詠ズルコト、承平五年二月是月ノ條ニ、僧
安法ヨリ貫之集ヲ借ルコト、天慶九年是歳ノ條ニ、源高明ノ配流後、其
第ヲ訪レテ和歌ヲ詠ズルコト、安和二年三月二十六日ノ條ニ、平兼盛、
歌ヲ惠慶ニ遣スコト、正暦元年十二月是月ノ條ニ、惠慶、藤原道兼ノ粟
田ノ山莊ノ障子ニ和歌ヲ題スルコト、長徳元年五月八日ノ條ニ見ユ、

○年末雜載、佛寺ノ條、一〇〇頁、
條末、

〔安樂寺草創日記〕

前〇鏡

寶塔院○中 寬和二年寄進栗田莊○中 二月布施四十八束、二月十日受領、栗田莊、

六庚申、昔者國衙并符役（府下同少）、季別三ヶ度宛○中、自花山院御宇、寬和二年、被寄進符領上座郡之内治田、於彼講僦丁、子細見之、大符宣料田十二町、

寬和年中

○大納言藤原道隆ヲ是定ト爲ス條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、一〇二頁、

東三條院撫子合、

〔夫木和歌抄〕秋部一 七夕

寬和六、七月七日、東三條院瞿麥合、○歌

〔東三條院瞿麥合〕

○神宮 七月七日、

皇太后宮（皇太后）に、なてしこあはせしさせたまふ、左頭少輔（前將）の（皇太后）ないし、やまの井の中將（皇太后）、おほき（皇太后）右頭少將のおもと、四位の少將たちよ、裝束は左のとうはくれなるのあやのひとへかさね、な

裝束

安樂寺寶塔院ニ寄進ス
同寺庚申料田

方人 童

左ノ洲濱

てしこのうすものゝほろなか、うすものゝちすりのも、あかいろにふたあゐのをりものゝからきぬ、方人なてしこいろのあやのひとへかさね、ふたあゐのからきぬ、いろすりのも、すはまおまへにかきいつるわらは四人、こきひとへかさねのあこめ、うすものゝふたあゐかさねのかさみ、綾のうへのはかまきたり、みきはあをいろにすはうかさね、方人はくちはなとなり、こひ

左のすはまちいさきませゆひて、なてしこふたもとはかりうへたるに、ゆひつけたる、

なてしこのけふはこゝろをかよはしていかにかすらんひこほしのそらとぎのまにかすとおもへとたなはたにかつおしまるゝなてしこのはな

すはまのつるのくひにゆひつけたる、

かすしらぬまさこをふめるあしたつはよはひを君にゆつるとそみる

るりのつほに、はなさしたるたいのしきものに、あしてにてぬへる、

なてしこのはなのかげさすかはへにはみとりのいろも見えずそありける

おなしすはまのなてしこにつけたる、

右ノ洲濱

たなはたやわきてそむらん撫子のはなのこなたはいろのまされる
むしのこにつけたる、

まつむしのしきりにこゑのきこゆるはちとせかさぬるこゝろなりけり
みきのすはまにませゆひてなてしこおほくうへたり、そのませには
ひたるいもつるの葉に、
かねもり

よろつよにみるともあかぬ色なれやわかまかきなるなてしこのはな
このすはまのこゝろはにみつてにて、
よしのふ

とこなつのはなもみきはに咲ぬればあきまていろはふかくみえけり
かねもり

ひさしくもほふへきかなあきなれとなをとこなつの花といひつゝ
たなはた、ひこほしくものうへにあり、又つりしたるかたなとあり、す
はまのすさきにみつてにて、
よしのふ

ちきりけんこゝろそなかき七夕のきてはうちふすとこなつのはな
ちむのいはほ、くるほうをつちにてなてしこうへたるにゆひつけゝ
る、
能宣

沈ノ巖
黒方ノ土

よしをへていろもかはらぬなてしこもけふのためこそほひましける

となんありける、これをうちみる人々、をのかひきく心くいひつ
くるとてまたあり、

左

かちわたりけふそしつへきあまの川つねよりことにみきはをとれる

右

あまのかはみきはことなくまさる哉いかにしつらんかさゝきはし

○古今著聞集、異事ナキヲ以テ略ス、

永延元年

○正月七日、敍位ノ條、
公卿補任ノ次、

〔京都帝國大學所藏文書〕
狩野亨吉氏
蒐集文書七氏

五位史超五位外記例

左大史多米國平

永延元年正月七日、入内、

補遺第二編之一

○正月二十七日、縣召除目ノ條、一〇九頁、
條末、

〔魚魯愚別錄〕

四任符返上 尻付様々

土佐掾文室利常皇太子
返上、伯耆國貴任符改任、

○三月五日、慈德寺ニ阿闍梨ヲ置ク條、一二六頁、
日本紀略ノ次、

〔京都帝國大學所藏文書〕

平松文
書二

官牒

太政官牒慈德寺
應永置伍人阿闍梨令傳授祕法事

傳燈大法師位覺運年冊二、
檢之冊五歲也

傳燈大法師位嚴久年冊二、
檢之冊四歲也

傳燈大法師位昌生年冊二、

傳燈大法師位明豪年冊二、
檢之冊二歲也

傳燈大法師位院源年冊一、
檢之冊二歲也

狀尋禪ノ奏

右得延曆寺座主阿闍梨權僧正法印大和尚位尋禪去年十二月廿日奏狀稱、

覺運等ノ
經曆

謹檢案内、皇太后宮去年八月十六日、於華山觀中院妙業房奉爲今上陛下平
安治天下、被立七種御願之中、其一而御願云、儲君殿下玉體安穩、寶壽長遠、平
登帝位、快祚天下、永置五人阿闍梨、令傳授灌頂祕法者、其後件五人大法師等、
謹依仰旨、至誠奉祈、於是御願之後、未及一年、早膺寶曆、已繼鴻基、豈非御願威
力之所致哉、抑件等法師等、並是故大僧正法印大和尚位良源之入室弟子也、
則嚴久大法師隨從大僧正之邊、受金剛界法、又覺運大法師爲權律師與良弟
子、年來之間、三部祕法、諸尊瑜伽受學既畢、重件法師等共於尋禪之所、或比校
前所學徒、或三部祕法、兼密印密護等稟學亦了、諸部兼通三密共朗、加以學究
自他之宗、名振南北之間、奉公之功多積利物之德、最高誠堪爲佛法棟梁、國家
師道者也、望請殊蒙天裁、任前日御願、永置五人阿闍梨、令傳授密教、奉翼聖任、
謹請天裁者、右大辨宣奉勅、依請寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

寬和三年三月十日

右大史正六位上海宿禰

右少辨正五位下藤原朝臣保信

○十月十四日、兼家ノ東三條第二行幸ノ條、一八九頁、
中古歌仙三十六人傳ノ次、

補遺第二編之一

〔京都帝國大學所藏文書〕

狩野亨吉氏
蒐集文書七

五位史超五位外記例

左大史多米國平

(永延志) 同年十月十四日從五位(上)

于時超越朝明了(大中臣)

永延二年

○正月六日、敍位ノ條、二三一頁、
條末、

〔菊亭文書〕

○山城 空勘文草 永正十八四廿七、

女史敍從五位上例

安倍友子 歷廿二年、

永延二年正月敍位、

○女敍位ノコト、便宜合敍ス、

○正月二十九日、縣召除目ノ條、二三四頁、
中古歌仙三十六人傳ノ次、

女敍位

左衛門醫
師

〔魚魯愚別錄〕

五 任院宮公卿臨時給 臨時內給未給 立年々依請被任歟、
備前權掾記善理(起) 去永延二年臨時內給、

○八月二十九日、除目ノ條、二八一頁、
中古歌仙三十六人傳ノ次、

〔半井家系〕

正世時雨二男、
從五位上、典藥頭、

相法(雅信) 實正業子、從五下、侍醫、左衛門醫師、永延二年八
月廿九日、右大臣源朝臣療治賞、此官自此始、

○十月三日、直物、小除目ノ條、二八六頁、
職事補任ノ次、

〔魚魯愚抄〕

四 藏人方乙 停公卿給臨時給內舍人任諸國目例
讚岐少目佐伯公平(時中) 臨時給內舍人改任、

永延二年十月、

〔魚魯愚別錄〕

三 停年給掾目任介例
攝津介上道滋真(時中) 停年給掾目、所任、永延二年十月、

永祚元年

○三月四日直物小除目ノ條三八二頁、小右記ノ次、

〔類聚符宣抄〕

八任符事

太政官符 近江國司内

從四位下行右中辨平朝臣惟仲

右去年十二月十九日兼任彼國權介畢、國宜承知、官物一事已上、依例分付符

到奉行、

辨

史

永延三年三月二日

○五月七日法性寺及極樂寺ニ阿闍梨ヲ置ク條四二五頁、按文ノ前、

〔京都帝國大學所藏文書〕

平松文書二

太政官符治部省

應置傳法阿闍梨三人事

傳燈大法師位仁慶年六十二、藤四十五、

極樂寺阿闍梨ノ官符

信慶ノ解

傍例

極樂寺ノ由來

仁慶ノ經歴

摠持院十四禪師傳（證）、大（法師位）、聖感（藤年三十八、

當寺講堂三僧傳（證）、大（法師位）、皇寶（藤年三十五、

右得阿闍梨極樂寺座主内供奉十禪師權律師法橋上人位信慶今年三月十

三日解狀傳謹檢案内此寺者九品於淨土以拔四生於耶山依此廣大之善根

傳彼子孫之榮華但昭宣公男女有數寵幸無雙再立皇后之宮（藤年、忠平）三開丞相之閣

爰六條中宮先太皇太后（太）尋先祖之本願各建立於堂舍即定供僧置年分度者

也（案カ）情□事情天台末寺四五箇所元慶寺者陽成院御願法性寺者朱雀院御願

觀音院（證子）太皇太后御願慈德寺皇太后宮御願而元慶寺法性寺各置四人阿闍

梨（證）觀音院有八人阿闍梨慈德寺被置五人是則且爲加藍（前）之鄭重又依爲年分

之證師所申置也而此寺先太政大臣（基經）草創二代皇后御願雖有真言止觀年分

度者依無阿闍梨職位試年分之遲空犯越三摩耶之罪彼先入諸寺申請之趣

多以如此抑照宣公自古及今功大德高後宮卷耳之深恩上公斷足之重寄豈

出誰之門戶皆在公之枝葉是以聖躬累代而垂降誕王化教朝而得輔佐所於

○此間闕座主少僧都義海入室弟子也而未受法之間義海逝去仍於故同門

阿闍梨法性寺座主少僧都遍敷所受學胎藏金剛蘇悉地三部大法并護摩祕

聖感

皇寶

法諸尊別儀軌等受結密印許可印信先了聖感是故阿闍梨延曆寺座主僧正慈念入室弟子也而未受法之間僧正逝去仍同於故同門阿闍梨少僧都遍敷所習學胎藏金剛蘊悉地三部大法年護摩祕法諸尊別儀軌等受結密印許可印信先了加之就顯教久經三會之聽衆就密法二習五智之奧旨者也件二人僧今於同門信慶所比技先所學函蓋不違瓶水無漏矣皇寶是故阿闍梨延曆寺座主大僧都鎮朝入室弟子也未受法之間鎮朝逝去仍於同門信慶所習學胎藏金剛蘊悉之地法護摩祕法等受結密印許可印信畢何況常住伽藍供僧之中爲第一薦年來奉仕寺分公望請特蒙天恩因准彼四五箇寺例被定置三人阿闍梨將爲伽藍之莊嚴然則紫微宮之月鳳曆之運無窮檀越家之風魚水之契不絕仍注事狀謹請處分者右大臣宣奉勅依請者省宜承知依宣行之符到奉行

正四位下行右大辨藤原朝臣

〔在國〕

從五位行左大史多米宿禰

永延三年五月十日

太政官符治部省

法性寺阿闍梨ノ官符

應加置阿闍梨二人令勤修灌頂御願事

傳燈大法師位清胤年四十六、

傳〔傳〕大〔大〕禪證年四十一、

正算ノ解

右得法性寺座主阿闍梨權律師法橋上人位正算去寬和二年九月廿二日解

傳伏檢案內去承平四年初被置灌頂御願於當寺祕密大道只在此法登蓮臺

受密印即身忝大日之位看花示導位頓尔入滿月之輪五瓶之智水灌頂洗灌

灌頂職位僧

頂埃塵於即時三導之惠光照心消暗或於刹那於是修此祕法用職位僧六人

也即大壇阿闍梨一人蓮臺灌頂一人看花示位四人也或隨佛授真言非阿闍

梨誰與之哉或看花示導號外職位人誰教之乎而當寺阿闍梨依非寺分動以

退去仍非職之僧臨時請補大道澆淡多在此事方今清胤禪證等少年習學顯

教通法門之奧旨老後練行真言入印契之祕趣依其器量堪共授與三部大法

護摩祕法并密印密護畢望請天裁以件二人被加置寺分阿闍梨即用灌頂不

足之職彌致國家大平之護然則將續御願於彌勒佛之下生即齊聖仁於壞住

王之出世不勝護持佛法者右大臣宣奉勅依請者寺宜、

永延三年五月十一日

清胤禪證ノ經歷

座主補任ノ宣命

○九月二十九日、大僧都餘慶ヲ天台座主ニ補スル條、四七四頁、百練抄ノ次、

〔座主宣命〕第二十 智辨權僧正、諱餘慶、永祚元年九月廿九日補

宣命云、使少納言源能遠
天皇 我 詔旨 度、山中 乃 法師 爾 白 久、大僧都法眼和尚位餘慶
波、年老 藤高 上 仁、智證大師 乃 門徒 爾 之、真言止觀 乃 業 乎 兼習 利、故是以座
主權僧正法印大和尚位尋禪 加 辭退 乃 替 爾、治賜 布事 乎 白 久、宣勅命 乎 白、

十一月一日、宣命使能遠登山之間、山僧數百人向會水飲邊、追下畢、不用智證
門徒始、

二日寫宣命、四日少納言藤原時方率檢非違使登山、讀宣命、或讀於阿闍梨房受印鑑、

○十月二十九日、慈覺門徒ノ罪科ヲ宥ス條、四八二頁ノ延曆寺護國緣起ハ削ル、

○同條、四八二頁、元亨釋書ノ次、

〔座主宣命〕十月廿九日、重有宣命、勅使右大辨藤原在國、於前唐院讀之、所稱

永祚宣命

宣命云、

永祚宣命是也、其日降雨云々、

天皇 我 詔旨 止 宣大詔命 乎、慈覺大師 乃 廣前 爾 白 止大詔旨 乎、聞食 止 宣 布、天
台 波 傳教大師 乃 草創 志、真言灌頂 乃 業 乎 傳 閉、天台止觀 乃 宗 乎 留 多、彼傳教
大師之後、慈覺大師唐朝 仁 奉詔 天、佛法 乃 祕奧 乎 搜求 天、天台 爾 流布 勢、慈覺
大師之後 仁、又智大師 同入唐朝 天、法文 乎 習傳 利、共是傳教大師 乃 門徒 難 留
此兩大師 乃 後門徒相分 天、相遞傳來 利、先代 毛 爾 座主 乃 職 乎 定置 計 留 已止、慈覺大
師 乃 門徒數多成來 利、智證大師 乃 門徒 毛 三四人 波 成來 利、是只當時智行兼
備 利、者宿德 能、自山王大師 乃 加 禪 爾、朝選 毛 仁 相當 利、是以權僧正法印大和尚
尋禪座主之職 乎 再三辭讓 乎、朝議不許 加 東 利、志 寺家 乃 印鑑 乎 三綱 耳 相預 天、
職位 天 辭 申 貴、山之政 日々 事多、因之、大僧都餘慶 波、山上僧綱 乃 第一 難 禮
座主 乃 職 爾 次 第 仁 宣 給 利、即其宣命 乎、少納言從五位上源朝臣能遠 乎 差使
寺家 仁 遣 壽 間 仁、山中 仁 數百 乃 法師等相集 天、非常 乃 事 乎 種々 構成 利、能遠

兩門徒ト座主職

餘慶ハ山上僧綱ノ第一ナリ

詔命乎不遂天志途中利與還來利難凡詔使仁對捍天志人臣禮難貴法條乃所指其罪
 極重志先是延曆寺三綱等乃申文云僧東緣來申云還賀聖救正算覺慶四僧
 都消息云以智證大師門徒被補座主愁申公家之間講堂戶不可開又門徒三
 綱不可相逢者伴申文乎進天後仁此亂逆乃出來利難此四人乃僧都并東緣法
 師半造惡乃首也而僧都還賀等不知之由乎申志或神明乎指誓不三綱仁仰
 下天東緣乎召尋仁晦跡天逃亡利志堂先日所進乃三綱申文仁事理已明利難正
 法毛王法仁己保多須任法條全以科處志然而御心仁特力時有所思利其旨半非
 常之斷半人主乃所全利難臨時處分半律文毛不用數先王乃至聖仁伊末刑法
 八以重從輕不又古人有言德無不酬功無不報東志聞食壽朕加弱齡仁天下乃
 大位乎保守波是只外祖父攝政藤原朝臣乃多年乃宿天志祈請比相穴比奈奉
 天利有利難又舊事乎尋聞食仁故九條乃前右大臣藤原朝臣天台山橫川楞嚴
 院仁故慈惠大僧正乎師止志攀躋天手敲石火乎誓云我一門仁帝王皇后出
 給比承相踵波伴火一度仁敲付與禮即其火乎三時乃香仁付天龍華乃朝天萬
 仁不斷天志慈覺大師乃門徒乎歸依天志此山興隆東勢無誓利計然裳驗具伴火一度
 仁敲出天楞嚴院乃三昧乃火天東薰修之間仁安和太上天皇出給利閉相次太

願師輔ノ誓

兼家ノ誓

慈覺門徒

慈覺門徒
愚拙ニシテ
王法ヲ知ラズ

上天皇花山天皇裳皆大臣能孫胤天登志位仁嗣給利計此旨乎攝政藤原朝臣毛
 甘知天朕在藩之間裳仁彼山仁登天一院乎建立天志故大僧正乎師天志誓願天
 令祈申計留此王胤乎我一門仁傳嗣給多良生々世々慈覺大師乃門徒乎師
 東志白衣能弟子東成天王法乎保護天遺跡遠傳弘東誓利計此願力天朕裳位
 繼支太后裳皇太子裳一門爾立給閉留只攝政藤原朝臣乃遠慮深圖能功勞
 利東計聞食須又去夏攝政藤原朝臣病惱之間仁中堂仁攀躋天權僧正尋禪
 仁藥師法乎令修免少僧都還賀聖救正算法仁覺慶天乎志五大尊法乎令修利多
 日ノ六月參看是皆遠波慈覺大師乃門徒近者又慈惠僧正乃弟子利難感應揭焉
 仁病惱裳除愈志氣力裳強健利難天下能政乎無動具四海裳安靜仁上下無愆
 天聞食波古東朕波幼齡天仁萬機乎藤原朝臣仁接錄閉勢志無依天難攝政藤原朝
 臣乃身全壽長久保波多良萬民能父母具仁古東持給利閉修善能感應裳大師乃冥
 助難利悅大御坐故是以伴門徒乃法師等愚拙天仁之王法乃道理裳乎不知天志重
 犯乎成東多禮大師乃門徒乎阿伽免給天東志特厚免給不門徒乃法師等裳此旨
 承悟天修學無懈具師跡乎興隆天志朝廷乎誓願津志留閉志萬人能弘道東云乎古東
 存天忠貞乃心乎以天仕奉志閉如此仁惡逆乎構出牟輩波大師乃聖靈裳誠懲

師子毛中
ノ宣命

補遺第二編之一

四四

志給閉王法東佛法波東相比天有物利難自今已後偏持佛法天毀犯王法乎輩乎
全任法律天罪乎科閉如此之事波所謂師子能毛中能蟲乃師子乎食加如仁
門徒利出天門徒乎亡東無構留者東誠給閉此旨乎大師能廣前仁白東宣大詔
乎、聞食東宣、

○十二月二十七日、天台座主餘慶ヲ罷メ、少僧都陽生ヲ之ニ補スル條、五
二頁、扶桑略記ノ次、

〔座主宣命〕十二月廿六日、遂依本山訴、辭職不執行寺務云々、

〔座主宣命〕第廿一 陽生少僧都 永祚元年十二月廿七日補、

宣命云、使少納言藤原時方 卅日到來、

陽生補任
ノ宣命

天皇我詔旨と山中乃法師等爾白左へ宣勅命乎白前少僧都法眼和尚位陽
生波慈覺大師乃門徒と之真言止觀乃業乎兼習利、年高藤積天、僧中乃長老
利奈、前年病重身庭之と本職乎辭退天、閉居と世禮法乎乎謂仁既仁其人利奈故是
以座主大僧都法眼和尚位餘慶加辭退乃替仁、治賜布事乎白左へ宣勅命乎
白、

○年末雜載、佛寺ノ條、五〇五頁、醍醐寺三綱次第ノ次、

〔東寺金剛藏聖教目錄〕六

大毗盧遮那經廣大成就儀軌

一帖 寫

終末 永延三年丑己三月十八日讀點已了、

僧仁孝本

正曆元年

○正月七日、敍位ノ條、五二〇〇頁、

〔菊亭文書〕〇山城 空勘文章 永正十八四廿七、

女敍位

女史敍從五位上例

文屋時子 歷廿一年、

正曆元年正月敍位、

同人敍從四位下例

橘清子 歷四年、典侍九年

正曆元年正月、敍正五位下、

補遺第二編之一

四五

○女敍位ノコト、便宜合敍ス、

○正月二十九日、縣召除目ノ條、五二頁、公卿補任ノ次、

〔魚魯愚別錄〕

任勅上申文事 次任官國替

大隅國 掾正六位上藤原朝臣篤孝前太皇太后宮永祚二年御給、伊與掾越智隆盛不賜任符秩滿給、代、是年限多過書樣也、

○七月二日、前關白兼家薨去ノ條、六〇九頁、萬代和歌集ノ次、

〔新古今和歌集〕

八哀傷歌

入道攝政のために、萬燈會をこなはれ侍りける

に、

東三條院

水底にちゝの光はうつれとも昔のかけはみえすそありける

〔道綱母集〕

〇宮内省圖書寮所藏

入道殿中納言爲雅の朝臣の女を忘れ給ひにける

後、日陰の絲結ひてとて給へりければ、それにかはりて、

かけて見しすゑも絶えにし日陰草なによそへて今日結ふらむ

故爲雅の朝臣、普門寺に千部の經供養するにおはして歸り給ふに、小

東三條院
哀悼ノ御
歌

兼家ト道
綱母

野殿の花いとおもしろかりければ、車引き入れて、
薪木こることは昨日につきにしをいさをのえはこゝに下さむ

○同條、六一頁、新勅撰和歌集ノ次、

〔蜻蛉日記〕

上長〇上略、道綱誕生ノコトニカハル、これより夕さりつかた、

兼家ト町
小路ノ女
妊娠

うちのかたるましかりけりとして出づるに、心えて人をつけて見すれば、ま
ちの小路なるそこそこになむとまり給ひぬるとて來たり、されはよとい
みしう心憂しと思へとも、いはむやうも知らてある程に、〇中略、兼家ノ通
二日ノ長條ニ收ム、五月この時の所に子生むへきほとになりて、よきかたはこ
ひて、一つ車に這ひ乗りて、ひとときやう響き續きていと聞きにくきまての
しりて、このかとの前よりしもわたるものか、我は我にもあらず、物たに
いはねは、見る人仕ふより始めて、いと胸痛きわさか、世に道しもこそはあ
れなと、いひ罵るを聞くに、もし死ぬるものにもかなと思へと、（一）ころにしか
なはねは、今よりのち猛くはあらずとも絶えて見えすたにあらむ、いみし
う心うしと思ひてあるに、〇中略、兼家晉信ヲ送リ來ルコトニカ
ル、長條ニ收ム、五月二日ノ來ルコトニカかうやう

兼家繁ク
通フ

補遺第二編之一

五〇

のせむとてなむ急き出てぬるなむとて見えたりし人、そのまゝに八月廿日餘まで見えす、聞けは例の所に繁くなむと聞く、○下略、中川ノ家ニ到ル
五月二日ノ
條ニ收ム、

〇八月ニ、左ノ一條ヲ加フ、六二八頁、

四日、丙午積善寺ニ阿闍梨六口ヲ置ク、

〔京都帝國大學所藏文書〕平松文書二

官牒

太政官牒積善寺

應永置六人阿闍梨傳法灌頂兼令試度年分度者事

無動寺檢校傳燈大法師位覺登應永六年六十三、

釋迦堂五禪師傳燈大法師位會胤應永六年六十五、

淨福寺別當傳燈大法師位玄壽應永五年三十八、

無動寺五禪師傳燈大法師位曆敷應永五年三十九、

楞嚴三昧院十禪師傳燈大法師位良陳應永五年三十九、以廿五三昧帳、勘之冊九

也

座主法仁
奏狀

傳燈大法師位尋叡應永四年三十六、

右得彼寺座主權少僧都法眼和尚位法仁奏狀、備謹檢案内、慈覺大師去承和

五年、殊本國命入唐搜道、同十四年遂歸本朝、上奏深草皇帝、初開灌頂大道、自

爾已降、祕教傳來興隆尤盛、爰入道前太政大臣深受極木之并心、遂成無緣之

慈悲願、仍於王城左東山右、初占勝地、建立道場號積善寺、即始被定置六口阿

闍梨、十禪師年分度者等、將令弘法灌頂之道、企鎮國家之誠、但大法師覺澄、故

少僧都法眼和尚位義海入室弟子、大法師入滅之後、相隨彼寫瓶弟子阿闍梨

鮮日、受學三部祕法、護摩別法等、大法師會胤、故慈念僧正入室弟子、相隨大師

受習三部大法、師兼隨當寺天台座主前少僧都陽生、練習前所學大法并護摩

法等、可有玄壽、大法師曆敷、故阿闍梨承觀入室弟子、受習三部大法、師良陳、故

慈惠大僧正入室弟子、相隨大師習受三部大法、諸尊別法護摩祕法等、大法師

尋叡、故僧正法印和尚位慈念入室弟子、相隨阿闍梨安愿、傳受三部大法及

護摩別法也、今件大法師等、重於法仁所比、按前所學祕法、兼受學三部祕法已

畢、望請殊蒙天恩、以件法師等為傳法阿闍梨、令相傳師資相承祕法、兼勤行鎮

護國家之誓念者、正三位行中納言兼右兵衛督大皇太后宮權大夫源朝臣伊

覺澄ノ經
歴

會胤

玄壽及ヒ
曆敷
良陳

尋叡

補遺第二編之一

五一

陟宣奉勅依請寺者宜承知、牒到准、

永祚二年八月四日

右大史正六位上大友下大首

左少辨正五位下源朝臣扶義

○兼家積善寺建立ノコト、五月十日ノ條ニ積善寺供養ノコト、五年二月十七日ノ條ニ見ユ、

○十二月二十八日、少僧都還賀ヲ天台座主ニ補スル條六九三頁、日本紀略ノ次、

〔座主宣命〕第廿二 還賀權僧正 正暦元年十二月廿日補、

宣命云、使少納言藤原時方 廿三日到來、

天皇我詔旨、文章無別事、

○十二月是月、平兼盛卒去ノ條、七〇四頁ノ後拾遺和歌集ハ削ル、

○十二月是月、平兼盛卒去ノ條七〇四頁、拾遺和歌集ノ次、

〔惠慶集〕○宮内省圖書寮所藏 兼盛かおほやけに申事ならさりければ、うむして

宣命

兼盛卜僧
惠慶

弘決外典鈔序
郭以叔誠音欲令未代下根
如四依菩薩爲如來使造爲師
去寺語有一僧語曰我宗法

いひをこせ侍る、

世の中をけふをかきりと思ふにはきみこひしくやあらんとすらん

かへし

あひたのむよゝのちきりのふかければこひしきほとにわれおくれめや

正曆二年

○二月ニ、左ノ一條ヲ加フ、七四三頁、

二十九日、庚午具平親王、弘決外典鈔ヲ撰述シ給フ、

〔弘決外典鈔〕 弘決外典鈔序

(具平親王)
余竊見天台章疏智者大師已說三種之止觀、深顯一乘之妙理、圓融實相一心
三觀、佛旨殆盡、歟、章安一聞記之、妙樂後來弘之、或假儒墨以爲比喻、或採陸郭
天、名也、以釋音訓、欲令未代下根、易得覺悟也、當知四依菩薩爲如來使、遞爲師弟、
弘宣正教矣、去年語有一僧相語曰、我宗法、文多引外典、就中弘決輔行記太爲
繁粹、後進末學、不必兼習、况轉寫之間、點畫多誤、披讀之處、文義易迷、羨勘本書
以決疑滯、余自知不才、再三辭謝、然而苦請不休、難得默止、今直鈔外典之文、引

弘決外典鈔序
給フ

序

弘決外典鈔序



余竊見天台章疏智者大師已說三種之止觀
 深頭一乘之妙理四教實相一心三觀佛有治
 盡歎章安一聞託之妙樂優來弘之或假儒裏
 繁繁以為以為以喻以喻或株陰天也郭郭以教以教誦音音欲令未代下根
 易得易得覺悟也當知四依菩薩為如來使使造造為師
 弟於宣正教矣去奇語有一僧語曰我宗法

いひをこせ侍る、

かへし

世の中をけふをかきりと思ふにはきみこひしくやあらんとすら
あひたのむよのちきりのふかければこひしきほとにわれおくれめや

正曆二年

○二月二、左ノ一條ヲ加フ、七四三頁、

二十九日、庚午、具平親王、弘決外典鈔ヲ撰述シ給フ、

〔弘決外典鈔〕 弘決外典鈔序

余竊見天台章疏智者大師已說三種之止觀深顯一乘之妙理圓融實

三觀佛旨殆盡歎章安一聞記之妙樂後來弘之或假儒墨以為比喻、或
天名以釋音訓欲令未代下根易得覺悟也當知四依菩薩為如來使、渡

弘宣正教矣、去年語有一僧相語曰、我宗法文多引外典、就中弘決輔行
繁粹、後進末學不必兼習、况轉寫之間點畫多誤、披讀之處文義易迷、遂
以決疑滯、余自知不才、再三辭謝、然而苦請不休、難得默止、今直鈔外典

序

弘決外典鈔序
記所引ノ
外典ヲ給
萃シ給フ

弘決外典鈔序



余竊見天台章疏智者大師已說三種之止觀
 深頭一乘之妙理四轉實相一心三觀佛有治
 盡歎章女一聞訖之妙樂復來弘之或假儒裏
 以為比喩或採陸郭天名也以教誦音欲令未代下根
 易得覺悟也當知四依菩薩為如來使逆為師
 弟於宣正教矣去年語有一僧語曰我宗法

いひをこせ侍る、

かへし

世の中をけふをかきりと思ふにはきみこひしくやあらんとすらん
 あひたのむよしのちさりのふかければこひしきほとにわれおくれめや

正曆二年

○二月ニ、左ノ一條ヲ加フ、七四三頁、

二十九日、具平親王、弘決外典鈔ヲ撰述シ給フ、

〔弘決外典鈔〕 弘決外典鈔序

具平親王

余竊見天台章疏智者大師已說三種之止觀深顯一乘之妙理圓融實相一心

三觀佛旨殆盡歎章安一聞記之妙樂後來弘之或假儒墨以為比喩或採陸郭

也、以釋音訓欲令未代下根易得覺悟也當知四依菩薩為如來使逆為師弟

弘宣正教矣去年語有一僧相語曰我宗法文多引外典就中弘決輔行記太為

繁粹後進末學不必兼習况轉寫之間點畫多誤披讀之處文義易迷羨勘本書

以決疑滯余自知不才再三辭謝然而苦請不休難得默止今直鈔外典之文引

序

弘決輔行
記所引ノ
外典ヲ給
萃シ給フ

弘決外典鈔序



余竊見天台章疏智者大師已說三種之心觀
 深頭一乘之妙理四轉實相一心三觀佛旨治
 盡欵章玄一闡訖之妙樂優來弘之或假儒裏
 繫繁以為此喻或採陰郭天名也以執訊音欲令未代下根
 易得覺悟也當知四依菩薩為如來使逆為師
 弟於宣正教矣去守語有一僧語曰我宗法

弘決外典鈔序



余竊見天台章疏智者大師已說三種之止觀
 深頭一乘之妙理因執實相一心三觀佛旨治
 盡歎章女一聞訖之妙樂優來弘之或假儒裏
 以為隆此喻天名也或採天名也陸郭以執天名也訊音欲令未代下根
 者得天名也覺悟也當知四依菩薩為如來使天名也造為師
 弟於宣天名也正教矣去守語有一僧天名也語曰我宗法

此のたのむよ、のちまりのよかければこひしきほととむれおくれめや
 〇二月、左ノ一巻ヲ加フ、七四三頁

正徳二年

〇二月、左ノ一巻ヲ加フ、七四三頁
 弘決外典鈔ヲ撰述シ給フ、

弘決外典鈔

此のたのむよ、のちまりのよかければこひしきほととむれおくれめや
 〇二月、左ノ一巻ヲ加フ、七四三頁
 弘決外典鈔ヲ撰述シ給フ、

多武峯ノ
増賀ニ一
本ヲ贈リ
給フ

弘決俗典
抄

稱名寺本
與書

刻本ノ序

鈔本傳ハ
ラズ

本書而注之、其未決者闕而不論、撰爲四軸、號弘決外典鈔、筆削甫畢、欲聞臧否、故先寫一本、敬贈多武峯賀公、庶世々與公結因緣、猶今章安與妙樂焉、于時正曆二年二月二十九日也、

〔扶桑略記〕

垂仁天皇

卅七年、戊辰、

○中弘決俗典抄一云、後中書王撰集也

〔日本事始〕

佛法始傳

弘決俗典鈔一

後中書王撰漢法本內傳云、漢明帝永平年中夜夢、當日本之天皇見丈六金人、

〔弘決外典鈔〕

卷二 稱名寺本

予感金澤長老弘法之志、弘安七年六月十五日、乘侍讀之餘暇、交合他本、芟除脫誤之畢、於點者散々也、明眼之人誰不傷嗟、奈何々々、

相似弟子圓種記

〔參考〕

〔弘決外典鈔〕

刻弘決外典鈔序

村上天皇皇子具平親王、欲助學者之檢討、撰弘決外典鈔四卷、以就正於我談峰、增賀上人、其後歲月綿遠、鈔本不傳、惟存序文、慕古之人不堪沈珠之歎也、往載我山學頭住心院僧正俊公、嘗得其序、爲之大喜、手自書之、而題其後、榻乎念

光榮身延
山所傳本
ヲ刻ス

誦岬上人廟前、蓋欲使後學者、見序知有此書、索得而傳于世也、余於是發憤、徧尋諸方、有年於茲、今年丁亥、偶寓東武感應精舍、因譚之於身延山亭公、公探諸藏函、以寄、余乃不勝慶躍、如得隋和、嗚呼此書久隱、而今復顯矣、因緣所遇可謂奇矣、遂付剞劂、氏以廣其傳、庶幾乎繼上人親王之志于萬世、而不負於僧正之所願矣、

皆寶永丁亥六月九日

談峰壽命教院沙門光榮謹書

○閏二月十八日、前天台座主權僧正餘慶寂スル條、

七四四頁、歷代編年集成ノ次、

〔華頂要略〕

勸緣集

附錄

岩倉山大雲寺記

正曆元季二月十八日、智辨

僧正入滅、御遺言云、觀音院者我滅度後、不久可成荒廢之地、大雲寺者佛法可繼、慈尊出世、吾遺骨可埋大雲西邊、亦成法久住謀、依之奉葬、此和尚叡岳者、號奉飯室座主餘慶僧正、此驗記有別紙

○六月三日、請雨經法ヲ修セシムル條、七七七頁ノ祈雨日記ノ中、小野僧正記云、正曆三年ノ十字ヲ削ル、

○同條七七七頁、祈雨日記ノ次、

〔智證大師記〕

〔喪失書〕同記云、正曆三年〔三九〕辰〔辛卯カ〕神泉御修法、元真不應、

○九月十六日、皇太后落飾アラセラル、條八二四頁、類聚符宣抄ノ前、

〔新古今和歌集〕

雜十八

后に立ちたまひける時、冷泉院の皇尊後の宮の御ひた

ひを奉りたまひけるを、月四日ノ元年十一條參看、出家のとき返したてまつり

給ふとて、

〔證子〕東三條院

そのかみの玉のかさしをうち返し今は衣のうらをたのみむ

かへし

〔皇尊〕冷泉院太皇太后宮

つきもせぬ光のまにもまされなて老いてかへれるかみのつれなさ

〔萬代和歌集〕

雜十九

かのはこを御覽せんとてめしおかれたりけるを、
くしおろさせ給ふとき、かへしつかはすとて、

東三條院

わするなと契おさける玉くしけ我かたみにそ今日はなり南

太皇太后
昌子ニ蔽
髮ヲ返シ
給フ

太皇太后
ノ御返歌

源清延女
ノ御返歌

御かへし

〔證子〕從三位清延女

ふたしなにおき所なき玉匣身よりあまれるかたみ也けり

○十一月二、左ノ一條ヲ加フ、八三四頁、

是月、大中臣永頼ヲ祭主ト爲ス、

〔大中臣氏系圖〕

〔喪書〕永頼、正曆二年九月轉大副、同年十一月補祭主、從五位上也、

〔二所太神宮例文〕

第八祭主次第

〔篋曲〕永頼

清麿末孫、太神宮司茂生三男、正曆二年十一月任、○神宮雜用、先規錄同ジ、

〔伊藤文書〕

鈇位入眼

○十二月八日、圓融天皇御齋會行事所始ノ條、八三八頁、小右記目錄ノ次、

正曆二年十二月八日、雨、尅限著右衛門陣侍從宰相先著、余著淺沓著之、有傾奇風、他上達部皆雖著深沓、於同陣官人座東薙下、脫深沓替淺履著座、而余乍著進座下、仍所奇歎、此事在故殿御口傳、〔思也〕貞信公御傳也、依上卿不參、入内、於溫明殿壁後著淺履、

慶芳内供
播磨妙德
寺ヲ創建
ス

○年末雜載、佛寺ノ條、八四四頁、聖德太子傳私記ノ次、

〔峯相記〕

第五

次妙德寺者、大納言範卿ノ息慶芳内供最初ノ建立、一條三條兩帝

ノ御願所也、彼内供西國巡禮ノ次テ、正曆二年三月八日、當國田原ノ莊有井
村ニ一宿ス、夢ノ中ニ貴僧一人出來リ、枕ニ立告テ云、此東ノ山ノ下ハ佛法
繁昌ノ地、四神相應ノ砌ナルヘシ、汝ヲ待テ今ニ興サス、早ク寺ヲ立テ藥師
如來ヲ安置スヘシ、我ハ是レ藥師如來ノ應化妙德菩薩也云々、靈夢ニ驚テ
尋見ルニ、實ニ殊勝ノ靈地也、仍伽藍ヲ建立ス、彼範卿ノ妻妾兩帝ノ御乳母
ナルニ、彼御願ニ申成ス、

〔實隆公記〕

二十

文龜三年七月廿九日癸巳、略中

播州神東郡神積山妙德寺

一條院、正曆二年、慈惠大師御弟子慶芳内供、奉感夢造之、本尊文殊也、略下

正曆三年

○六月十六日、太政大臣爲光薨去ノ條、八八三頁、大鏡ノ次、

秦箏ノ系
統

〔秦箏相承血脈〕

真信公二男、母右大臣能有女、
右大臣師輔
母雅子内親王、
太政大臣爲光

○年末雜載、佛寺ノ條、九一九頁、

〔仁和寺文書〕

三

山城 代々官符同牒狀等目錄

一通 忍頂寺領四至内開發田、并座主別當職供僧等事、(正曆)同三十二二十三
在國判等

正曆四年

○正月十三日、縣召除目ノ條、九三二頁、魚魯愚抄ノ次、

〔魚魯愚別錄〕

一

執筆暇内除服參任事 除目敍位時撰申文事

行成卿記云、正曆四年正月八日、今日始於御前被行除目、長門守雖死闕任之、
於故者申文者被返却、摘故辭退、闕日後被行也、

○五月五日、外記政ノ條ノ次ニ、左ノ一條ヲ加フ、九六〇頁、

忍頂寺四
發田ノ開

東宮帶刀陣歌合

〔歌合〕

〇十

侯爵前田利爲氏所藏

三條院

正曆四年五月五日、たちはきの陣の歌合、

祝

左持

〔大江〕
嘉言

きみかよはちよにひとたひゐるちりのしらくもかゝるやまとなるまで

右

ひとつたにひさしきものをあしたつのむれゐるいろのいくよなるらむ
公、菖蒲、夏草、蚊遣、火、翟、
麥、螢、蟬ノ歌略ス、 卯中略、
花、郭

戀

戀

左

あふことのゆめはかりにもなくさまはうつゝにもものはおもはさらまし

右勝

おもひつゝこひつゝはねしあふとみるゆめをさめてはくやしかりけり
このことをさして、たれかしたるにか、たちはきのちにやれる、

十番

さはへのもみきはのかたもあやめくさおなしころにひくとしらすや
返

おりたちてひくとしりせはあやめくさねたち^ミみきはになにまさりけむ

〔古今著聞集〕

和五
歌

一條院の御時、正曆四年五月五日、帶刀陣に十番の歌合ありけるに、第十番
の戀のうたに、〇下略前掲、
歌合=同ジ、

昭和六年三月二十八日印刷
昭和六年三月三十日發行

(大日本史料第二編之三與付)

豫約價金七圓

編纂者
發行所
東京帝國大學

印刷者
三秀舍
島連太郎

東京市神田區美土代町二丁目二番地

發行所
東京帝國大學
史料編纂所

電話小石川(85)七〇二番
四〇一二番

著作
所有

127L-72

279

新
增



大正三年三月二十六日

大正三年三月二十六日

東京帝國大學

史林譜纂

史林譜纂

東京帝國大學

東京帝國大學





